# 令和7年度 清須市利用者負担額(保育料)基準額表

階層区分			月額保育料(単位:円)			
定義			3 号(3 歳児未満)			
			標準時間	短時間		
第1階層	層 生活保護世帯		0			
第2階層	市民税非課税世帯		0			
第3階層	市民税所得割調	48,600 円未満	8,000			
第4階層		97,000 円未満	22, 000	21, 600		
第5階層		169,000 円未満	32, 000	31, 400		
第6階層		301,000 円未満	47, 000	46, 200		
第7階層	課税	397,000 円未満	52, 000	51, 100		
第8階層	額	397,000 円以上	55, 000	54, 000		

# ◎令和元年 10 月から、教育・保育給付2号認定(3歳児クラス~5歳児クラス)の方は保育料が無償となりました。ただし、給食費等は実費負担となります。

### 【備考】

- ① この保育料は、保育園、認定こども園(保育園部分)、小規模保育施設等に通う利用者が対象となります。
- ② 私的契約児については、世帯の市民税所得課税額に関わらず、次に掲げる保育料となります(市立保育園)。 3歳児…25,200円 4歳児及び5歳児…18,400円
- ③ 延長保育を利用したお子さんについては、上記金額以外に延長保育利用料が必要です。
- ④ お子さんの年齢が年度途中で3歳に達して2号認定に切り替わった場合でも、その年度中は3号認定の保育料となります。

## 【第2子軽減について】

- ⑤ **3~4 階層の世帯**については、きょうだい(18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)がいる場合、2人目のお子さんの保育料は無料となります。
- ⑥ **5~6 階層の世帯**については、きょうだい(18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)がいる場合、2人目のお子さんの保育料は1/2になります。
- ⑦ **7~8 階層の世帯**で、0 歳から小学校就学前までの間に保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等を利用しているきょうだいがいる場合、2 人目のお子さんの保育料は 1/2 になります。

#### 【第3子軽減について】

⑧ 同一世帯(生計同一世帯含む)にお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)が3人以上(3歳未満児を1人以上含む場合に限る)いる場合には、当該児童のうち、その出生のもっとも早い順から順に数えて3人目以降のお子さんの保育料は無料となります。

#### 【ひとり親世帯等について】

⑨ ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯の保育料は次の表のとおりとなります。 次の表に該当する世帯において、きょうだい(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)がいる場合、2人目以降のお子さんの保育料は無料となります。次の表に該当しない世帯の保育料については、上記基準額表のとおりで、2人目以降のお子さんの保育料の軽減については⑥~⑧のとおりです。

NAME OF THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE PAR					
階	層 区 分	月額保育料(単位:円)			
	定義	3 号(3 歳児未満)			
	<b>上</b> 我	標準時間	短時間		
第3階層	市民税所得割課税額 48,600 円未満	2, 100			
第4階層	第4階層のうち 市民税所得割課税額 77,101 円未満	6, 600			